YouTube の非商用利用についての自主基準

2025 年 6 月 21 日 第二自治会 高橋 正剛

この文書は、観音台カフェでの利用が YouTube の利用規約に違反しないように、自主的に基準を設けることを目的として作成したものです。

1. 基準の必要性

a. YouTube 利用規約では、禁止行為として第9項に次のように述べています。

本サービスを個人的、非営利的な用途以外でコンテンツを視聴するために利用すること(たとえば、不特定または多数の人のために、本サービスの動画を上映したり、音楽をストリーミングしたりすることはできません)。

b. この、「たとえば、…」が営利目的であれば、当然、規約違反になると解釈されますが、非営 利目的の場合に緩和できる余地がどのくらいあるのかを、以下で検討してみます。

2. 簡単な事例

a. 分かりやすい事例としては、次のものが掲げられます。

非商用利用の例:

- 1) 個人の趣味で動画をアップロードし、友人や家族に見せる
- 2) 授業で教材として動画を視聴する
- 3) 非営利団体が活動を紹介する動画をアップロードする

商用利用の例(利用規約の禁止行為の例):

- 1) 店舗で BGM として YouTube の音楽を流す
- 2) 動画を販売する
- 3) 企業が自社の製品を紹介する動画をアップロードする

3. 著作権保護の観点

a. YouTube 利用規約を含めて、著作権保護の観点からその主旨に違反しないように配慮しておく。(創作活動を応援する方向の配慮)

4. 自主基準

- a. YouTube 収益性基準:YouTube Premium 契約メンバーが一定比率で存在する。
- b. 著作権保護基準:使用頻度に応じて、視聴回数貢献、高評価投票、チャンネル登録する。
- c. 利用状況に応じて、節度を保って適切な基準に更新していく。